

岩手県告示第919号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
アイン薬局 大船渡店	大船渡市大船渡町字山馬越175番地 1	平成27年11月 1 日
アイン薬局 一関店	一関市城内 1 番 4 号	〃
アイン薬局 東山町店	一関市東山町長坂字町388番地	〃
アイン薬局 浄法寺店	二戸市浄法寺町樋田162番地 1	〃
あかり薬局 川口町店	奥州市水沢区川口町29番地 1	〃
アイン薬局 大通中央店	奥州市江刺区大通り 5 番 8 号	〃
アイン薬局 江刺店	奥州市江刺区西大通り10番11号	〃
アイン薬局 胆沢店	奥州市水沢区龍ヶ馬場27番地 5	〃
ミモザ薬局	滝沢市高屋敷平11番地40	〃
アイン薬局 一戸店	二戸郡一戸町字砂森54番地 1	〃
佐藤クリニック	奥州市水沢区川口町27番地 3	平成27年11月 2 日